

| | |
|--------------|---|
| | <p>○高等学校において「歴史総合（仮称）」を新設し、歴史に関する情報を批判的に吟味し活用する力を育成すること。</p> <p>○高等学校において「地理総合（仮称）」を新設し、地図や地理情報システム等を活用する力を育成すること。</p> <p>○高等学校において「公共（仮称）」を新設し、様々な情報を発信・受信する知的主体として必要な力を育成すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p> |
| 算数 数学 | <p>○数・式、記号、図、表、グラフなどを理解したり、数理的に問題を処理したりするために必要な力を育成すること。また、統計的な内容等の改善について検討すること。</p> <p>○問題解決の後、その過程を振り返って問題解決の手順を確認し、同様の問題に適用することなどを通して、アルゴリズムに対する理解を深めさせること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。グラフの作成やデータの分析等にコンピュータを積極的に活用すること。</p> |
| 理科 | <p>○自然事象の中から必要な情報を抽出したり、得られた情報を基に課題や仮説を立てたり、観察・実験を通じて得られたデータを処理・整理したり、観察・実験の結果を基に考察・推論したりするために必要な力を育成すること。</p> <p>○科学技術の発展と日常生活や社会との関連について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。観察・実験の計測や記録、データの処理等にコンピュータを積極的かつ適切に活用すること。</p> <p>○観察・実験レポートの作成や発表などにおいて、参考文献や引用部分を明示するなど、知的財産の保護や活用の意義を理解し行動できるようにすること。</p> |
| 生活 | <p>○様々な手段を適切に使って情報を伝え合いながら、身近な人々と関わったり交流したりできるようにすること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p> |
| 音楽 芸術（音楽） | <p>○音楽を形づくっている要素や要素同士の関連及びその働きの視点で捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○音楽に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p> |

| | |
|---------------------------------------|---|
| | <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。必要に応じ、ソフトウェアやプログラムを活用した活動を行うこと。</p> |
| <p>図画工作 美術 芸術（美術・ 工芸）</p> | <p>○形や色彩などの造形的な視点で捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○美術に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。必要に応じ、ソフトウェアやプログラム、映像メディアを活用した活動を行うこと。</p> |
| <p>芸術（書道）</p> | <p>○書を構成する要素やその関連から生み出される働きを捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○書道に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p> |
| <p>家庭 技術・家庭</p> | <p>○家庭科及び技術・家庭科（家庭分野）については、生活の課題を解決するために必要な情報を収集、選択、判断し、実生活に活用するために必要な力を育成すること。消費生活における情報化の進展に対応し、消費者として、適切な意思決定に基づいた消費行動が行えるようにすること。</p> <p>○技術・家庭科（技術分野）については、情報に関する技術の役割や影響について理解し、それらを適切に評価し活用するために必要な力を育成すること。また、計測・制御だけではなく、コンテンツに関するプログラミングについても学ぶこととする。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。実験・実習等の記録やデータの処理等にコンピュータを積極的に活用すること。</p> |
| <p>体育 保健体育</p> | <p>○必要な情報を基に、生涯を通じた運動やスポーツとのかかわり方を見つけていくために必要な力や、仲間と協力して課題を解決していくために必要な力などを育成すること。</p> <p>○健康に係る情報を収集・選択し、健康の保持増進を目指して意思（意志）決定・行動選択していくために必要な力を育成すること。</p> <p>○様々な情報機器の使用と、欲求やストレスを含めた健康の関わりについて理解を深め、自分に合った対処法を身につけられるようにすること</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p> |
| <p>外国語</p> | <p>○外国語によるコミュニケーションに必要な情報を抽出し、得られた情報を基に自分の考えを構成し、効果的に伝えるために必要な力を育成するこ</p> |

| | |
|-----------|--|
| | と。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。外国語に触れる機会を増やすためにも、ICT を積極的に活用すること。 |
| 情報 | ○高等学校において共通必修科目を新設し、情報に関わる資質・能力を育てる中核として、情報や情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方等を育てること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。 |
| 職業に関する各教科 | ○各職業分野の課題を解決するために必要な情報を収集、選択、判断し、産業・社会に活用するために必要な力を育成すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。 |
| 道徳 | ○情報モラルに関する指導を充実すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。 |
| 総合的な学習の時間 | ○情報の集め方や調べ方、整理・分析の仕方、まとめ方や表現の仕方などの、教科横断的に活用できる「学び方」を身に付けること。また、学習の過程において情報手段の操作についても併せてできるようにすること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。 |
| 特別活動 | ○情報化が進む社会の中で、情報を適切に活用してよりよい集団や個人の生活、人間関係をつくり、責任ある行動をとっていくために必要な力を育成すること。 ○自らのキャリア形成に必要な情報を収集し活用する力を育成すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った話し合い活動や実践活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。 |

※学習指導要領の内容を検討するにあたっては、学校や生徒のニーズに対応した ICT 機器の開発を含む ICT 環境の整備を進めつつ、学校によって環境整備の状況が異なる実態を踏まえる必要がある。

※コンピュータにおける文字入力やデータ保存などの基本的な操作については、例えば教育の情報化 HP に練習用教材を載せるなど、各学校が活用できるような教材を開発・普及していくことが求められる。

健康、安全等に関わる育成すべき資質・能力

体育に関する指導、健康・安全及び食育に関する指導

一人一人の生活の質的向上、社会の活力の向上など

学校における体育・健康に関する指導(高等学校学習指導要領 総則1の3)

防災を含む安全に係る記載の充実が必要

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。
(小学校・中学校学習指導要領においても同様)

体育に関する指導

- 教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)
 - ・子供の体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校や地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。
 - ・スポーツ基本計画に基づき、体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子供が十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。
- スポーツ基本法(平成23年法律第78号)
第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

健康・安全教育

- 教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)
 - ・体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。
 - ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。
- 学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)
 - ・安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
 - ・安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

食育

- 教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)
 - ・栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。
- 食育基本法(平成17年法律第63号)
第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 学校給食法(昭和29年法律第160号)
第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

安全に関する資質・能力のイメージ

進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的な
カリキュラム・マネジメントの実現

- 法令等
- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法
 - ・災害対策基本法
 - ・交通安全対策基本法
 - ・首都直下地震緊急対策推進基本計画
 - ・国土強靭化基本計画
 - ・教育振興基本計画
 - ・気候変動の影響への適応計画
 - ・学校安全の推進に関する計画
 - ・第9次交通安全基本計画等

何を知っているか 何ができるか

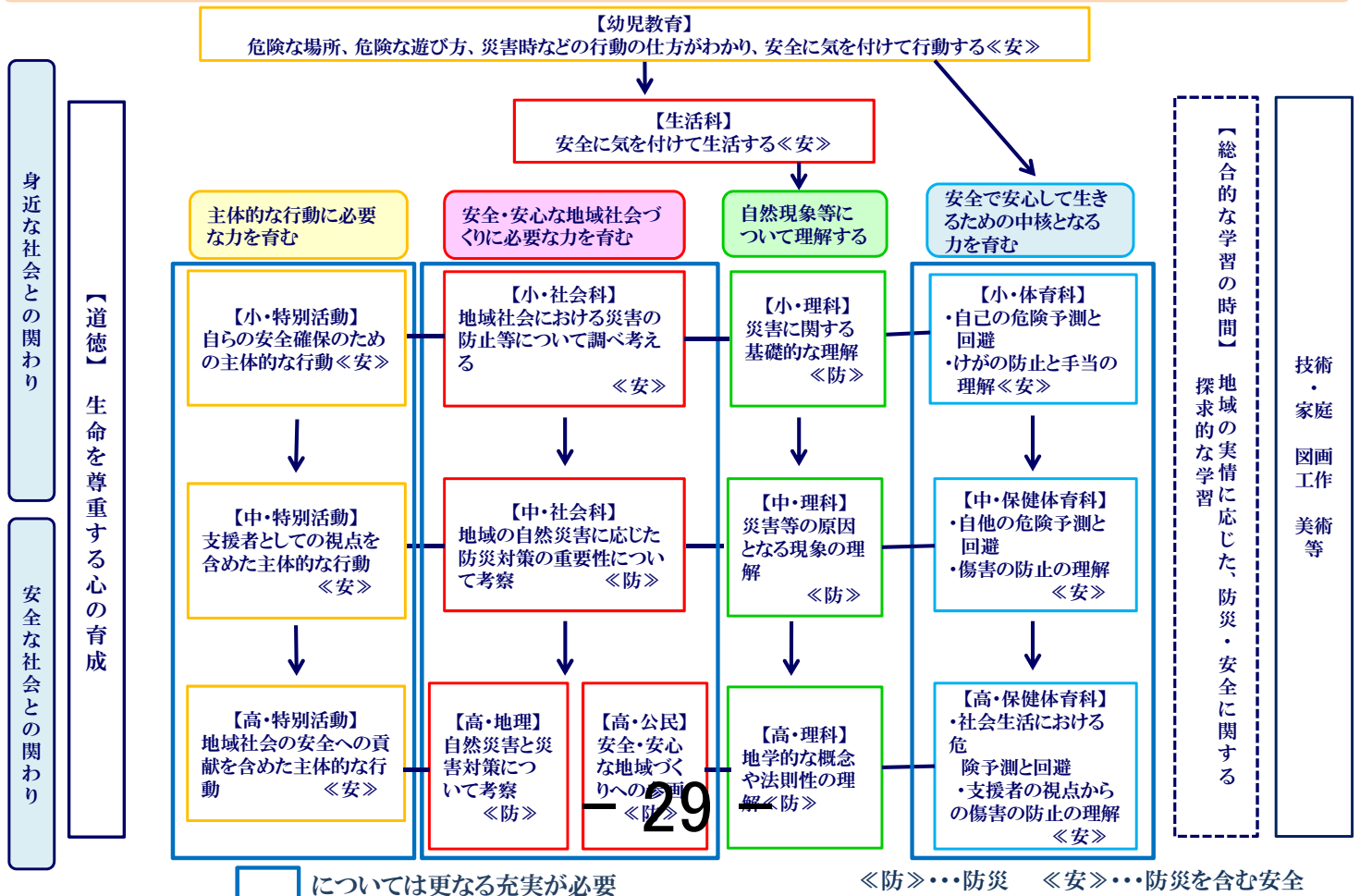
安全な生活を送るための基礎となる知識・技能
安全で安心な社会づくりの意義の理解

知っていること・できることをどう使うか

安全確保のための的確な思考・判断に基づく意思決定(意志決定)・行動選択(危険予測・回避)等

防災を含む安全に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現



食育に関する資質・能力のイメージ

食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか

(アクティブ・ラーニングの視点からの食に関する課題解決的な学習プロセスの実現)

教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

法令等

- ・教育振興基本計画
- ・食育基本法
- ・学校給食法
- ・食育推進基本計画
- ・子供の貧困対策に関する大綱
- ・食料・農業・農村基本計画
- ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

健全な食生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能

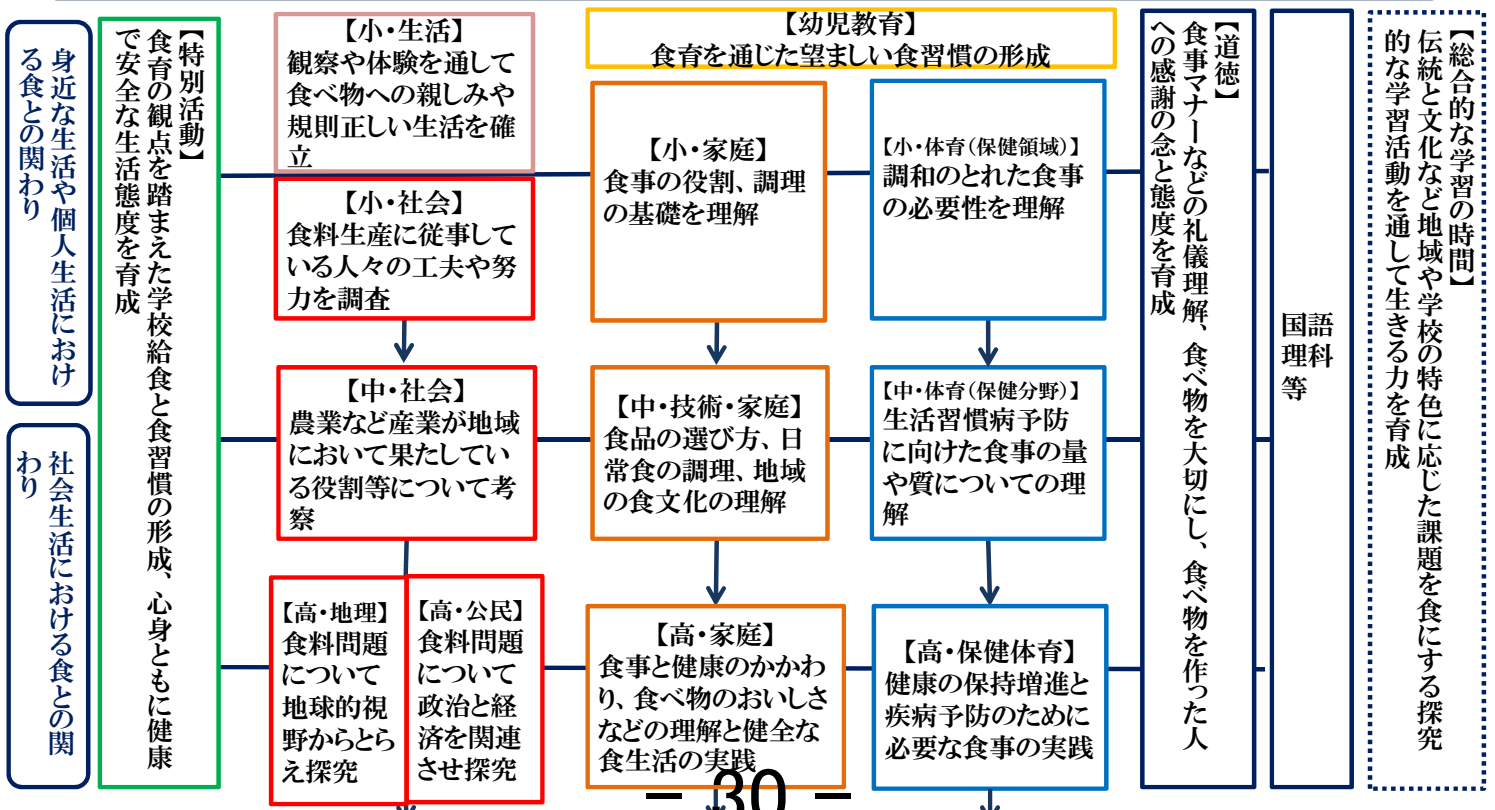
知っていること・できることをどう使うか

自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力等

食育に関するイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現

【食育の観点】 ①食事の重要性②心身の健康③食品を選択する能力④感謝の心⑤社会性⑥食文化



健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

- 法令等
- ・教育振興基本計画
 - ・健康増進法
 - ・歯科口腔保健の推進に関する法律
 - ・アルコール健康障害対策基本法
 - ・少子化社会対策大綱
 - ・がん対策推進基本計画
 - ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

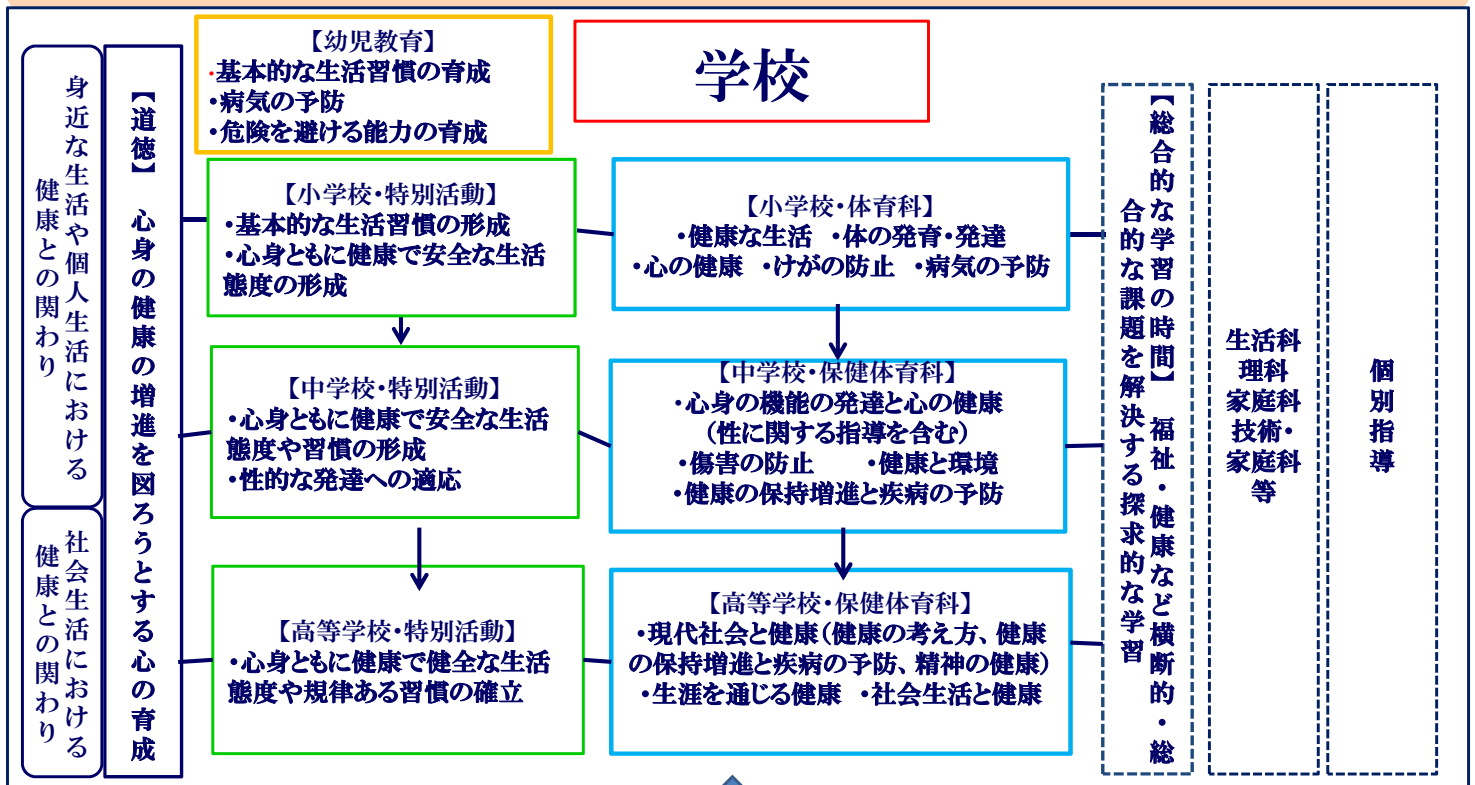
健康な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能

知っていること・できることをどう使うか

自らの健康を適切に管理し、改善していく力
健康に係る情報を収集し、意思決定(意志決定)・行動選択していく力
等

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現



幼児教育部会における検討事項について（案）

（教育課程企画特別部会 論点整理より）

〔1〕新しい幼稚園教育要領が目指す姿について

—幼児期に育みたい資質・能力と幼稚園教育要領の構造化の方向性から—

○論点整理に示された育成すべき資質・能力の基本的な考え方を踏まえ、幼児教育の特性に配慮した幼児期において育みたい資質・能力をどう明確化するか。

○アクティブ・ラーニングの視点に立って、幼児期における指導方法をどのように充実するか。

〔2〕幼稚園教育における改訂の具体的な方向性について

—教育課程の基本的な枠組みと、小学校教育との接続から—

○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をどのように明確化するか。

○幼児期にふさわしい評価の在り方についてどのように考えるか。

○幼児教育の特性等に配慮した内容をどのように改善・充実していくか。

○幼児教育と小学校教育との接続を一層強化していくための支援方策をどのように進めるべきか。

○幼稚園における子育ての支援の在り方をどのように捉え、進めるべきか。

○幼稚園教育の目的や目標を達成するために、幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントをどのように確立すべきか。

等

教育課程部会幼児教育部会（第3回）における検討事項

① 幼児期において育みたい資質・能力について

論点1

○前回の幼児教育部会における議論や幼児教育の特性を踏まえ、小学校の各教科等における教育の前倒しと受け取られないようにしつつ、幼児期において育みたい資質・能力の明確化を図るには、どのような工夫が必要か。（資料2、資料4）

（参考）

（前回の幼児教育部会における論点）

○「教育課程企画特別部会 論点整理」に示された育成すべき資質・能力の基本的な考え方を踏まえ、幼児教育の特性に配慮した幼児期において育みたい資質・能力をどのように明確化するか。

（前回の幼児教育部会の議論の整理）

- ・個別の知識や技能は、幼児期の場合、何を知っているか、何ができるかというより、何を知ったり、何に気付いたりしているのかといった視点が大事。
- ・思考力・判断力・表現力等は、興味や関心がまずベースにあって「知っていること、気付いたことを使って、考えたり、試したり、表現したり」といった表現方法がよいのではないか。
- ・学びに向かう力、人間性等は、幼児期は環境を通しての指導がベースであることから、「どのように環境と関わって、より充実した生活を送るか」という表現が適当。
- ・5領域の内容については、資質・能力の三つの柱に沿って整理していく必要があるのではないか。

②幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化について

論点 2

○前回の幼児教育部会の議論や幼児教育の特性を踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図る際、以下の視点から改善すべき点はないか。(資料3、資料4)

・論点整理「育成すべき資質・能力について」(資料4 資質・能力等関係資料 論点整理抜粋P8～P13)を踏まえた視点

・平成22年以降の幼児を取り巻く環境の変化、幼児の育ちの変化、今後の社会の質的な変化、国際社会における幼児教育に対する認識の高まり、いわゆる非認知的能力の重要性の指摘、新しい時代と社会に開かれた教育課程(論点整理抜粋P1～P4)等を踏まえた視点

・幼稚園教育要領における5領域との関係や、要領全体とのバランスの視点

・「前の学校段階での教育が次の段階で生かされるよう、学びの連続性が確保されることが重要である。」と論点整理(論点整理抜粋P13)において提言されていることを踏まえた、小学校教育からの視点

・「次期改訂に向けての課題」(論点整理抜粋P5～6)を踏まえた視点

(参考)

(前回の幼児教育部会における論点)

○ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をどのように明確化するか。

(前回の幼児教育部会の議論の整理)

- ・ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を育成すべき資質・能力の三つの柱に沿って整理することによって、幼稚園から高等学校までを見通した体系的なものができるのではないか。
- ・ 自己肯定感について、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として重視すべきではないか。

人格の完成を目指し、平和で民主
 的な国家及び社会の形成者として
 必要な資質の育成を期す

教科横断的・総合的に育成すべきさまざまな資質・能力

| | | | |
|-------|-----------------------------------|---|--|
| 小学校以上 | 個別の知識や技能 (何を知っているか、 何ができるか) | 思考力・判断力・表現力等 教科等の本質に根ざした見方や考え方等 (知っていること・できることをどう使うか) | 学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わり よりよい人生を送るか) |
|-------|-----------------------------------|---|--|

小学校以上

幼稚園

個別の知識や技能の基礎
 (遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、
 何に気付いたり、何がわかったり、何ができるようになるのか)

思考力・判断力・表現力等の基礎
 (遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことな
 どを使って、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したり
 するか)

学びに向かう力、人間性等
 (どのような心情、意欲、態度などを育み、
 よりよい生活を営むか)

※ 指導に当たっては、幼児期の
 発達の特性に十分な配慮が必要。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- (イ)健康な心と体 (ロ)自立心 (ハ)協同性 (ニ)道徳性の芽生え (ホ)規範意識の芽生え
- (ヘ)いろいろな人とかかわり (ト)思考力の芽生え (チ)自然とかかわり (リ)生命尊重、公共心等
- (ヌ)数量・図形、文字等への関心・感覚 (ル)言葉による伝え合い (ヲ)豊かな感性

遊びを通しての総合的な指導

領域

- ・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う
- ・他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う
- ・周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う
- ・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う
- ・感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする

アクティブ・ラーニングの視点に立った深い学び、対話的な学び、主体的な学びの実現

教育課程部会幼児教育部会（第4回）における検討事項

① 幼稚園における子育ての支援の在り方について

- 現在、子育ての支援については、学校教育法第二十四条「幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。」と規定されている。
- また、幼稚園教育要領においては、第1章 総則 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など及び第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に規定されているところ。
- 近年、我が国においては少子化の急速な進行、核家族化の進行等による子育て不安、孤立感の高まりや共働き世代の増加など社会の労働環境の変化、地域における連帯感の希薄化等による家庭や地域の教育力の低下等により、家庭、地域と学校教育がより連携強化を図っていくことが、ますます必要となっている。特に、幼児教育は学校教育の中で、家庭や地域との結び付きが強い学校種である。
- 「教育課程企画特別部会 論点整理」においては、「教育課程の基準となる学習指導要領及び幼稚園教育要領も、各学校が「社会に開かれた教育課程」を実現していくことに資するものでなければならない」と提言されている。
また、「子供の発達の連続性を踏まえた幼児教育を充実するために、子供一人一人の多様性への配慮や学校と家庭、地域との連携強化の観点から、幼稚園における子育ての支援等について、具体的な留意事項の在り方等に関する検討を行う必要がある。」と提言されている。
- これらを踏まえ、幼稚園における子育ての支援について、具体的にどのような留意事項を設けていくべきか。

② 幼稚園における「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」（いわゆる「預かり保育」）の充実について

- 現在、「預かり保育」については、学校教育法第二十五条「幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。」と規定されていることを踏まえ、幼稚園教育要領において、第1章 総則 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など及び第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に規定されている。
- 「預かり保育」は、通常のエ育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が、当該幼稚園の園児のうち希望する者を対象に行う教育活動であり、我が国の子育て環境の変化等から、その要望は年々高まっており、実施率も増えてきている。
- これらを念頭に置きながら、「預かり保育」について、例えば、教育課程に基づく活動との関連性など、学校教育法や幼稚園教育の基本を踏まえ、幼稚園の教育活動として適切な活動となるよう、充実すべき点や留意事項として加えるべき点はないか。その際、「幼稚園が「社会に開かれた教育課程」を実現していくことに資するという観点から、考慮すべき点はないか。

教育課程部会幼児教育部会（第5回）における検討事項

【1. 幼児教育の特性に配慮した教育内容の改善充実について】

1. 幼稚園教育要領等全体及び総則の構造の在り方の観点から、改善すべき点は考えられるか。

○ 「教育課程企画特別部会 論点整理」においては、「次期学習指導要領等については、資質・能力の三つの柱全体を捉え、教育課程を通じてそれらをいかに育成していくかという観点から、構造的な見直しを行うことが必要である。これはすなわち、教育課程について、「何を知っているか」という知識の内容を体系的に示した計画に^{とど}留まらず、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れたものとして議論するということである。」と提言されているところである。

○ 幼稚園教育要領等においては、幼児教育の特性を大事にしつつ、上記提言を念頭に置き、構造的な見直しを行う必要があるが、例えば、以下の観点から、改善すべき点は考えられるか。

・現行幼稚園教育要領は、小学校以上の学習指導要領とは異なり、第一章総則、第二章ねらい及び内容、第三章指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項の3章で構成されている。

幼児期に育成すべき資質・能力との関係を踏まえ、幼稚園教育要領等の全体構造を検討するに当たって、各領域における本質的意義を捉え直していくことが重要である。各領域に位置付けられている事項や内容の体系化を図り、資質・能力の全体像を整理していくことを踏まえつつ、教育課程の全体構造（第1章 総則）と各領域（第2章 ねらい及び内容）等を往還的に整理していく必要はないか。

その際、特に幼児期において育みたい資質・能力の重要性を踏まえ、教育課程の全体構造に位置付けるべきものなど、現行幼稚園教育要領の再整理が必要ではないか。

○ 総則・評価特別部会における検討事項（案）（P4～）を踏まえて、幼稚園教育要領等において、改善すべき点は考えられるか。

2. 発達の段階や成長過程のつながりを踏まえた幼稚園教育要領等の在り方を検討する際、改善すべき点はないか。

- 「教育課程企画特別部会 論点整理」においては、「育成すべき資質・能力については、幼児教育から高等学校までを通じた見通しを持って、各学校段階の教育課程全体及び各教科等においてどのように伸ばしていくのかということが、系統的に示されなければならない。」、「こうした『18歳の段階で身に付けておくべき力は何か』という観点や、『義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か』という観点を共有しながら、幼児教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育それぞれの在り方を考えていく必要がある。同時に、子供たち一人一人の個々の発達課題や教育的ニーズを踏まえた対応も重要である。」と提言されたところである。

15年にも渡る初等中等教育の始まりでもある幼児教育の重要性や特性を踏まえつつ、総則・評価特別部会における検討事項（案）の（2）（特に、学校段階間接続：幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化、幼児教育と小学校の各教科等における教育との接続の充実や関係性の整理）（P4～）や各学校段階等・教科等を横断した幅広い視点からの検討事項（言語能力の充実、特別支援教育の充実、情報に関わる資質・能力、健康・安全等に関わる育成すべき資質・能力）等を踏まえ、幼稚園教育要領等において、改善すべき点は考えられるか。

（参考 「教育課程企画特別部会 論点整理」

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性 ②小学校

「幼児教育と小学校教育の接続に関しては、全ての教科等において幼児教育との接続を意識した教育課程を編成したり、幼児教育の特色を生かした総合的な指導方法を取り入れたりするなど、スタートカリキュラムの編成等を通じて、幼児教育との接続の充実や関係性の整理を図る必要がある。」

- 「教育課程企画特別部会 論点整理」において、「感情や行動のコントロール、粘り強さ等のいわゆる非認知的能力を育むことがその後の学びと関わる重要な点である」、「幼児が音声の響きやリズムに気付くこと、生活に必要な言葉を分かたり使ったりすること、生活の中で様々な色、形などに気付いたり感じたりすること、場面に応じ体の諸部位を十分に動かすことなどが、小学校以降の生活や学習の基盤につながる」と提言されたことを踏まえ、幼稚園教育要領等において、改善すべき点は考えられるか。

3. 社会とのつながりの観点から、改善すべき点は考えられるか。

- 家庭や地域社会との連携、障害のある幼児との交流及び共同学習・異年齢・世代間交流等について、幼稚園教育要領等においてどのように示すべきか。

4. 資質・能力の三つの柱との関係や現行幼稚園教育要領等における現状と課題から改善すべき点は考えられるか。

- 論点整理で示された資質・能力の三つの柱との関係や幼稚園等の現場において日々の教育の実践を行う中で、困難が生じている点など、幼稚園教育要領等の領域の記載内容で改善すべき点は考えられるか。

例えば、

- ・多様な動きを伴った遊びの充実
- ・自己肯定感の充実
- ・思考力に関する領域間の整理
- ・思考や自己コントロールに関する言葉の機能の充実
- ・表現する過程の充実 等

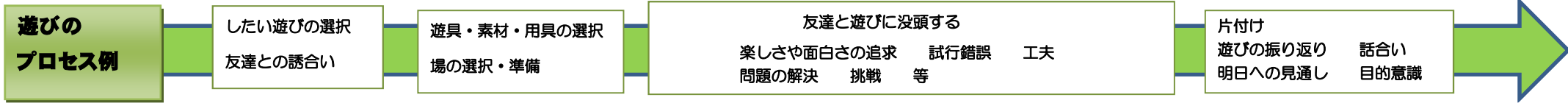
**【2. アクティブ・ラーニングの三つの視点を踏まえた、幼児期に育成すべき
資質・能力を育むために重視すべき指導等の改善充実について】**

- 幼児教育における学びの過程のイメージ（たたき台）（資料4参照）を踏まえ、改善すべき点はないか。
- 教師の関わり、環境の構成、教材等の観点から、改善すべき点はないか。
- 教育課程全体において重視すべき学習活動等（習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等）の観点から、改善すべき点はないか。

幼児教育における学びの過程のイメージ（たたき台）

平成28年3月7日
教育課程部会幼児教育部会
資料5

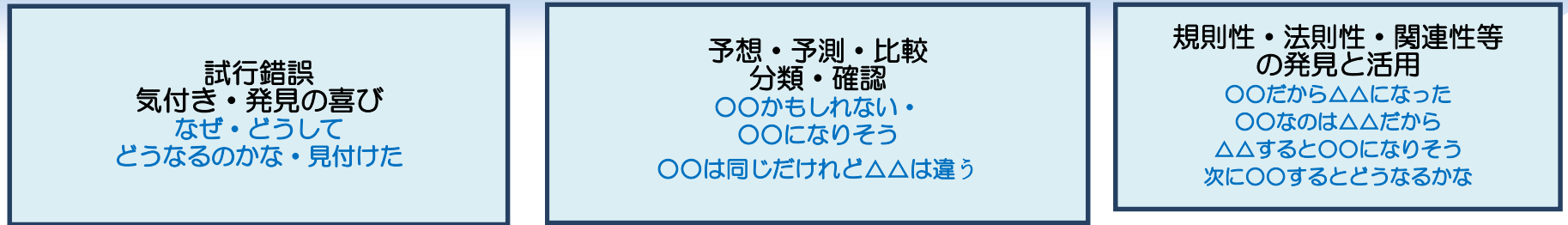
幼児教育において、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習として位置付けられている。下に示すプロセスは例示であり、順序を含め本例に限定されるものではない。



幼児教育における重要な学習としての遊びは、様々な形態等で構成されており、下に示す三つの学びの過程を相互に関連させながら、学びの広がり（深い学び、対話的学び、主体的学び）を意識した、指導計画の工夫が望まれる

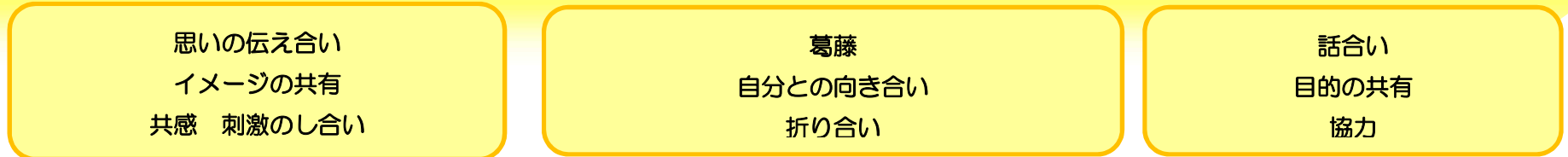
深い学びの過程

遊びの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか



対話的な学びの過程

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。



主体的な学びの過程

幼児が見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学びを振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

安定感・安心感 好奇心 探究心 興味や関心 自発性 必要感 振り返り 見通し 等

環境を通して行う教育

物的・人的環境

意図的・計画的な環境

幼稚園等の環境

教師の幼児の活動に応じた援助

本事例は幼児教育における学びの過程をイメージやすくするため、ある幼稚園の具体的な活動を図示したもの。活動における学びの過程はあくまでも例示である。下の事例の枠の色は学びの過程の三つの視点を表すが、幼児教育は総合的な指導を行うため、一つの学びの過程に限らない。便宜上、一番関連の強い学びの過程の色を示した。



深い
学びの
過程

よく見る・聞く・比べる・予想する・気付く
必要感に基づいた数量・図形・重さ・空間の認識・容量等の捉え
ものごとの特性や変化等の捉え
気付いたことを言葉に表す
関連性の発見

対話的な
学びの
過程

話し合い 目的の共有 思いや考えの伝え合い 共感 相手の考えの受容 年長としての成長の喜び
役割の分担 役割への意識 協力

主体的な
学びの
過程

見通し 好奇心・探究心 自覚 自発性 達成感 有能感 充実感
振り返り 次への意欲

教師の援助
環境の構成

活動の流れの見通し
役割分担の確認
幼児の発想の認めや関心
発想の実現に向けた材料提示



一日の流れへの気付きを促す言葉掛け
幼児の気付きを促す新しい用具の提示
- 42 -
幼児の気付き・発見への認めや共感



一人一人の楽しさ・気付きの把握
学級全体での振り返りの視点の提示

特別支援教育部会における検討事項について（案）

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子供たちの自立と社会参画を一層推進するため、以下の事項を検討してはどうか。

1. 特別支援教育における、

① 社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った指導、カリキュラム・マネジメントの在り方。

2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、

① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。

② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。

③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。

④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。

⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。

3. 特別支援学校において、

① 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。

② これからの時代に求められる資質能力を踏まえた、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実。

③ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。

4. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、

① 子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現

など

言語能力の向上に関する特別チームにおける検討事項

1. 「国語科」及び「外国語科・外国語活動」を通じて育成すべき言語能力について
 - ・ 育成すべき資質・能力の可視化について
 - i) 何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）
 - ii) 知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）
 - iii) どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）
 - ・ 他教科における言語能力の育成との関係について
2. 言語能力を向上させるための、「国語科」及び「外国語科・外国語活動」における指導内容の系統性について
 - ・ 目標・指導内容（当該教科において育成すべき資質・能力）等全体に関して
 - ・ 言語の仕組み（音声、文字、語句、文構造、表記の仕方等）に関して
3. 言語能力を向上させるための、「国語科」及び「外国語科・外国語活動」相互の連携について
 - ・ 目標・指導内容（当該教科において育成すべき資質・能力）等全体に関して
 - ・ 言語の仕組み（音声、文字、語句、文構造、表記の仕方等）に関して
 - ・ ローマ字学習の取扱いについて
4. 効果的な指導の在り方について
 - ・ 教科担任制の中・高等学校における連携の在り方
 - ・ 短時間学習の活用
 - ・ ICT等の活用